

平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会

速 記 録

平成24年11月28日（水）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前9時30分開会)

小川環境都市づくり課長 本日も、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。
事務局から御報告申し上げます。

現在、委員23名のうち、14名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。なお、平手委員におかれましても、まもなく到着されると存じます。

それでは、平成24年度第7回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくお願いいたします。

小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおりますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度といたします。

それでは、傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入室、着席)

小島審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退席されて結構ですので、よろしくお願い致します。

ただいまから、平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会を開催します。

本日は、会議の次第にありますように、答申1件にかかわる審議を行った後、諮問1件、また、受理報告等を受けることにいたします。

それでは、「(仮称)IKEA立川建設事業」環境影響評価書案の答申にかかわる審議を行います。

この事案につきましては、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、山本第二部会長から報告をよろしくお願い致します。

山本第二部会長 それでは、資料1をご覧いただきたいと思います。

1ページです。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を、事務局から朗読をしてください。

宗野アセスメント担当課長 それでは、資料1をご覧ください。

平成24年11月28日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 山本 貢平

「（仮称）IKEA立川建設事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において、調査、審議した結果は別紙のとおりです。
2ページをご覧ください。

「（仮称）IKEA立川建設事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成24年6月29日に「（仮称）IKEA立川建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は4ページでございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

1 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測値は、最大着地濃度出現地点におけるバックグラウンド濃度に対する付加率が45%と高いことから、予測に反映していない環境保全措置を徹底するなど、大気質への影響の一層の低減に努めること。

2 大気質濃度の予測条件として用いている立川市泉町測定局の風向・風速測定結果について、現地調査結果との類似性を明確にすること。

また、大気質の状況についても、既存資料と現地調査結果との類似性を明確にすること。

【騒音・振動】

冷却塔の稼働に伴う低周波音の予測では、「低周波音問題対応の手引書」（環境省）の参照値を評価の指標としているが、当該参照値は環境保全上の目標値として定められたも

のではないことから、適切な指標を選定して評価すること。

【水質汚濁】

1 地中熱利用設備に関して、地下水・地盤環境を継続的にモニタリングし、適切に運転するとしていることから、具体的なモニタリングの内容を明らかにするとともに、設備運転との関係を説明すること。

2 地中熱利用設備について、バランスのとれた運転を行うため設備稼働に伴う地下水・地盤温度への影響は小さいと予測していることから、運転方法と地下水・地盤温度との関係を説明すること。

【景 観】

1 事業実施に伴う景観への影響を低減するため、敷地周囲や屋上の緑化により開放感と広がりのある空間を創出するとしていることから、緑化の計画と効果について図などを用いて分かりやすく説明すること。

2 計画建築物の形状・色彩については、周辺の土地利用に配慮し調和を図るとしていることから、その配慮の内容と調和の状況を図などを用いてできる限り具体的に示すこと。

【廃棄物】

1 建設発生土については、目標リサイクル率を92%としているが、発生量の大半を占める場外搬出の建設発生土を残土処分場へ搬出するとしていることから、再利用の量と方法を再度整理すること。

2 建設発生土及び建設汚泥の発生量の予測については、算定根拠が不明確なことから、これを記述すること。

【温室効果ガス】

計画建築物のエネルギー消費原単位について、イケア既存店舗の実績値を用いていることから、既存店舗における熱源設備の種類、性能のほか、営業形態を明らかにすること。

以上でございます。

山本第二部会長 それでは、私から改めて審議経過について、御報告いたします。

この「(仮称)IKEA立川建設事業」に係る環境影響評価書案は、平成24年6月29日に当審議

会に諮問されまして、第二部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における3回の審査等を行いまして、ただいま朗読いたしましたような答申案文として、取りまとめることにいたしました。

この間、本評価書案に対しましては、関係市長である立川市長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書において、事業者の見解が示されております。

都民の意見を聴く会につきましては、都民から公述の申し出がございませんでしたので、開催しておりません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますけれども、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるように努めるとともに、ここに指摘しますような事項について留意することを求めることにいたしております。

次に、指摘の内容について、御説明いたします。

本事業の計画地は、JR立川駅の北側約800mに位置する約2.6haの敷地でございます。

事業の内容は、家具販売のための店舗と駐車場を建設するものでありまして、特徴としては、比較的規模の大きな地中熱利用設備を設置することになっております。

対象事業の種類としては、「自動車駐車場の設置」という分類でございます。

まず、「大気汚染」の意見です。

建設機械の稼働による二酸化窒素の予測値というのが、付加率が非常に高くなっておりますため、環境保全措置の徹底を求めるものなど、2件が入っております。

次に、「騒音・振動」ですけれども、冷却塔の稼働による低周波音の予測につきまして、適切な指標を選定するよう求めるものでございます。

それから、「水質汚濁」ですけれども、1つ目の意見は、地中熱利用設備につきまして、地下水をモニタリングし、適切に運転するとしていることに関して、モニタリングの具体的な内容などを求めるものとなっております。

2つ目の意見も、地中熱利用設備に関するもので、バランスのとれた運転を行うとしておりますことから、運転方法など、具体的な説明を求めるものとなっております。

次に、「景観」ですけれども、緑化によって開放感のある空間を創出するとしておりますことから、緑化の計画と効果について説明を求めるものなど、2件でございます。

それから、「廃棄物」ですけれども、建設発生土の再利用の量、それから、方法を整理することを求めるものなど、2件でございます。

「温室効果ガス」ですけれども、予測に用いた類似店舗の熱源設備の種類等につきまして、さらに明らかにするように求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わりにします。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何か御意見等ありましたら、どうぞ。

木村委員 どうもありがとうございます。

部会のときに、僕は気がつくべきだったのですけれども、審査結果の意見としての「大気汚染」の1番のところで、バックグラウンド濃度に対する付加率が45%とあるのですけれども、この45%というのは、実は、予測濃度に対しての付加濃度が45%で、この文章だと、バックグラウンド濃度に対する付加率ということだと、バックグラウンド濃度分の付加濃度を、多分意味してしまうと思うのですね。

実態では、45という数字は、バックグラウンド濃度プラス付加濃度分の付加濃度が45%だったと思うのですけれども、いつもこういう表現だとしたら、パーセントが予測濃度分の寄与濃度だというふうにすると、ちょっとそのところに意味の違いがあると思います。

この案件は、バックグラウンドが非常に高かったので、この違いが非常に大きくなるので、今、数字を見て気がついたのですけれども、バックグラウンド濃度と寄与濃度が大体同じぐらいだった。

小島審議会会長 今のこれに対して、修正とか何かはございますか。

木村委員 修正としては、予測濃度に対する、あるいは、予測濃度に占める付加率が45%としてはどうかという案です。

小島審議会会長 ありがとうございます。

いかがですか。どうぞ。

中杉委員 今のお話について、予測濃度に対する寄与率と書いたほうが、もっと明確になるのかな。それではふさわしくないですか。

木村委員 学術的には、寄与濃度という言葉をよく使います。

中杉委員 寄与する割合が45%と言ったほうが、付加というと何か継ぎ足すという感じで読めるので、よりわかりやすいかなと思ったのですけれども、それでは不正確にな

りますか。

木村委員 寄与の事実上の主語が要ると思うのですけれども、この場合は、建設機械の稼働に伴うと書いてあるので、それが事実上の主語なので、寄与濃度という表現は、そういう意味では、割と厳密な表現だと思います。

小島審議会会長 事務局から、通常の使い方等も含めて、何かありましたらお願いします。

宗野アセスメント担当課長 環境影響評価書案の89ページに予測結果がございまして、年平均値で見たときでございますけれども、この建設機械の稼働の際の予測結果でございますけれども、上段がNO2の予測結果でありまして、バックグラウンド濃度が0.019に対して、この表にあるとおり、付加率は45%ということで、そういうことを表現したつもりなのですが。

木村委員 そうなのだと思いますけれども、文章上、バックグラウンド濃度に対する付加率だとすると、「対する」という言葉があるので、分母はバックグラウンド濃度になってしまうということで、実際は、バックグラウンド濃度プラス付加濃度分の付加濃度ですので、分母を正確に表すとしたら、予測濃度になると思います。45という数字を使うのだとしたら、そうだと思います。バックグラウンドに対する付加率だとすると、90%ぐらいの値になると思います。バックグラウンド濃度に対するだとすると。

それから、寄与濃度という言葉がいいかどうかというのを、今、もう1回見て考えたのですけれども、二酸化窒素の場合は、そもそも濃度に線形関係がないのですね。足し算にならないので、統計的な方法で、NOXからNO2に変換するときに、リニアではないですし、原理的にも反応があるのでリニアはあり得ないから、そういう意味で、寄与率という概念そのものがかなり怪しいということで、わざと区別するという意味で、付加率のほうがいいかもしれないです。むしろ、いいのではないかと思います。

小島審議会会長 ここで決められれば、決めてしまうし、今、幾つかの用語の問題、特に、これは誤解を生じるところもあるので、事務局と後で相談の上にするか、それだけ決めてください。

宗野アセスメント担当課長 また、大気を担当をしていただいた木村先生とも御相談いたしますけれども、過去の案件で見ますと、「対する」という言葉が確かに使われておりませんので、そこを除いた形で、例えば、ほかの案件で見ますと、最大の出現地点で、付加率が最大何パーセントであるのと、単純にそういう率が高いということと言

っていますので、そのような形に修正をしたいと思えますけれども、細かくは、また木村先生と相談させていただきたいと思えます。

小島審議会会長 この委員会のうちに、修正案はこうだというのが出れば一番いいですし、もし、ちょっと御検討を要するようでしたら、その結果について、私にお任せくださいという形でよろしゅうございますか。

宗野アセスメント担当課長 過去の案件のものをいくつか見ますと、出現地点における、このバックグラウンドに「対する」という文言を除いているのが通例ですので、「おける」付加率が高いことからという形にすれば、従前言っているものともそろいますので、そういう形にさせていただきたいと思えますが、先生、よろしいでしょうか。

木村委員 それでいいと思えます。

小島審議会会長 それでは、今の事務局からの提案で御了解いただいたみたいですので、そうさせていただきます。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

山本第二部会長 ちょっと補足説明をさせていただきます。

評価書案の174ページ、低周波音なのですけれども、これは町田先生のほうがお詳しいのですけれども、冷却塔を設置するということで、低周波音の予測の表がありますけれども、聞こえる範囲の低周波音の数字が載っております。その一番下の段に評価の指標というのがあって、予測結果よりも大きな数字になっていることがご覧いただけると思えます。

ということで、基本的に、この冷却塔の稼働に伴う低周波音からの影響というのは、ほとんど全くないということで、これはわかるのですけれども、形式的に、上から3行目に、評価量としては、「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月、環境省）の中の低周波音について、「心身に係る苦情に関する参照値」というものが出されています。これを、よくアセスメントの保全目標値にして使っている例がありまして、平成21年に、環境省から、この参照値というものを、アセスの保全目標のためにつくったものではないので、使わないでほしいという連絡が各都道府県の環境関係者のところに出ています。

したがって、174ページは、その環境省の連絡によることから考えると、これはちょっと不適切な表現になりますので、結局、数字的には問題はないのですけれども、評価の手法として、これを引用して評価するというのは、ここではやめていただきたい。別にやり方はありますので、そちらのほうで評価してくださいという意味になっています。

町田先生、もし何か補足がありましたら、お願いします。

町田委員 山本部会長の御説明で結構だと思います。

「低周波音問題対応の手引書」の参照値というのは、固定音源から発生する低周波音について、苦情が出る可能性のあるレベルを示したものでございますので、いずれにしても、この評価の指標には使えないということで、このような表現でよろしいかと思えます。

したがって、該当事例等をチェックして、この案件が果たしてオーケーなのかどうか。そういう評価になるかと思えます。

以上です。

小島審議会会長 これは今の評価書の表現の問題になるのでしょうか。これは、事務局のほうから、事業者伝えていただいて対処するという形でよろしいでしょうか。

宗野アセスメント担当課長 部会審議の際にも、山本部会長に、ほかの案件も含めてになるのですけれども、そういう手引書があるものですから、それを指標に使って評価している案件がほかにもあったわけですが、このIKEAの案件につきましても、本部会の審議でそういうことがありましたので、事業者のほうにはその旨を伝えまして、具体的にどのような対応をするのかは、山本先生と相談した上、指導をしていく方向でございます。

小島審議会会長 ありがとうございます。では、そのように処置をお願いします。ほかにございますでしょうか。

特に、本案件では地中熱の利用というのが、日本では比較的まだ少ない事例で、第二部会でも随分御検討されたと思うのですが、それらにつきまして、何か補足のコメント等がございましたら、お願いします。

中杉委員 基本的には、今までのほかの事例というのも数多くなって、それを見ると、問題はないだろうということですが、何せ情報がないものですから、しっかり情報を集めていただくことで、この事案だけではなく、今後の問題に大きく影響しますので、ここに入るようなモニタリングをしっかりとってくださいということをコメントとして書かせていただいた。ぜひ、そういう意味で、両者のほうで協力をしていただければという意味合いも込めてあります。

小島審議会会長 どうもありがとうございます。

ほかに何かお気づきの点はございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようでございますので、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思えます。

先ほどの修正等に関する件は、事務局で対応していただくということで、よろしくお願ひしますということですが、いかがでございますか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきます、事務局で答申案の「かがみ」を配ってください。

(「かがみ」を配布)

小島審議会会長 それでは、答申書を読み上げてください。

宗野アセスメント担当課長

24東環審第24号

平成24年11月28日

東京都知事代理

副知事 猪瀬 直樹 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「(仮称)IKEA立川建設事業」環境影響評価書案について(答申)

平成24年6月29日付24環都環第140号(諮問第396号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げた内容ですが、大気汚染につきましては、一部修正をした形で了解をいただいたものでございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま朗読していただきましたとおりに、知事に答申することにいたします。

引き続きまして、諮問に入ります。

諮問案件について、事務局から提案をよろしくお願ひします。

小川環境都市づくり課長 それでは、お手元の審議会資料5ページの資料2でございます

す。ご覧ください。

24環都環第404号
東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50号の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成24年11月28日

東京都知事代理
副知事 猪瀬 直樹

記

諮問第401号 「白金一丁目東部北地区第一種市街地開発事業」 環境影響評価書案

よろしくお願いいたします。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの案件につきましては、第二部会に付託させていただきます。第二部会の皆さん、よろしくお願いいたします。

諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

宗野アセスメント担当課長 それでは、お手元のオレンジ色の冊子が当該案件の評価書案でございます。

1ページをご覧ください。

1は事業者の名称でございますが、白金一丁目東部北地区市街地再開発準備組合ということでございます。

2つ目は、対象事業の種類でございますが、高層建築物の新築ということですが。

中段にございます表は、対象事業の内容の概略でございます。約17,000㎡の敷地におきまして、住宅や工場、事務所、病院などを用途といたしまして、高さ156mの建築物などを建設する計画ということでございます。

11ページをご覧ください。

計画地の地図でございます。中心の網かけの部分が計画地でございますけれども、計画地の北側に隣接した形になりますけれども、古川に面しております、その古川の上空には、首都高の2号線、目黒線がある。その目黒線のさらに北側には明治通りがあるというような形になっております、また、計画地の南側は、200mのところになりますけれども、東京メトロの南北線と都営の三田線の共同の駅として利用されている白金高輪という駅があるという位置関係でございます。

13ページをご覧ください。

当事業の基本構想ということでございまして、事業におけるまちづくりの基本方針を4つ掲げております。

1つ目は、良好な都心居住の推進ということです。

2つ目は、既存都市機能の維持・更新としておりまして、現在、その地域にある事務所や工場などを更新をしていくとしております。

3つ目といたしましては、安全で快適な都市基盤の形成ということでありまして、地区幹線道路ですとか、歩道状空地などを整備するとしております。

4つ目といたしましては、ゆとりと潤いのある水辺空間の整備ということでありまして、計画地の北側に位置する古川沿いに、緑あふれる歩行者通路を整備するなどとしております。

15ページをご覧ください。

配置の計画図でございます。計画地の東側、図でいうと右側のほうが高層棟、西側のほうに中層棟の1と2というものを建設する計画でございます。

16ページをご覧ください。

断面図でございます。上段の図は、計画地の後方、南側から見たものでございまして、右側の高層棟は主に住宅ということでありまして、高さは156mで、その西側の中層棟の1というものは、高さでいいますと62m、そのさらに西側に中層棟の2、こちらは病院。一番西側ですけれども、病院と工場も配置される計画ということでございます。

隣の17ページをご覧ください。

完成予想図でございまして、南西側から見た全景ということでございます。

21ページをご覧ください。

歩行者動線の計画図でございます。計画地の中央のピンク色の部分でございますけれども、広場状の空地を確保いたしまして、南北方向の歩行者動線を確保するとしております。

また、計画地の西側と南側に、肌色の部分がございまして、そちらは歩道状空地4m

程度のものを設けるとしております。

また、北側に紫色の線が入っておりますけれども、古川沿いには遊歩道を6m程度のものを確保するという計画でございます。

24ページをご覧ください。

上段の表が工事の工程表でございます。仮設工事や準備工事、解体工事を先行して始めまして、山留工事や躯体工事に入っていくということで、平成26年から30年度にかけて、46カ月の工程という計画でございます。

27ページをご覧ください。

工事用車両の主な走行ルートを図でございます。計画地の東側と西側に出入り口を配置する計画でございます。

34ページをご覧ください。

環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表でございます。こちらの表のとおり、11項目をこの評価書案では設定をしているということでございます。

説明は以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、受理関係に移りたいと思います。事務局から報告をよろしくお願いします。

小川環境都市づくり課長 それでは、受理関係について御報告いたします。資料につきましては、6ページになります。

1、環境影響評価書案、ただいま御説明させていただきました、白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業でございます。

2、事後調査報告書、飯田橋駅西口地区市街地再開発ビル建設事業、ほか6件。これは後で御説明させていただきます。

3、変更届、（仮称）西友府中店建築事業、ほか2件。これも後で御説明させていただきます。

4、着工届、杉並清掃工場整備事業。平成24年9月27日に受理してございます。

5、完了届ですけれども、（仮称）西友府中店建設事業。こちらにつきまして、平成24年11月7日に受理してございます。

では、事後調査、変更の手續につきましては、それぞれ担当のほうから御説明をさせていただきます。

上田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の7ページをご覧いただきたいと思えます。

事後調査報告書、事業名が飯田橋駅西口地区市街地再開発ビル建設事業ということでございます。

答申は平成20年11月22日、事後調査報告書の受理日が24年10月29日ということで、事業の種類が高層建築物の新築でございます。

今回の事後調査区分でございますが、工事の施行中その2ということで、平成23年度分ということでございます。

調査項目はそこに載っているとおりでございます。

1つ目、大気汚染でございますが、建設機械の稼働に伴うNO2及びSPMの大気中における濃度ということで、事後調査結果は予測結果を下回っております。また、環境基準値のほうも下回っております。工事用車両の走行に伴うNO2、SPMの大気中における濃度でございますが、事後調査結果は、NO2は予測結果を上回り、SPMは予測結果を下回ったということでございます。

NO2が予測結果を上回っていた原因でございますが、簡易法により測定されたのでございまして、公定法で測定した場合の濃度に換算すると、予測値と同程度になるということで、環境基準値を計算的には下回るということになってございます。

2つ目、騒音・振動でございます。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音、並びに、建設機械の稼働に伴う建設作業振動ということでございますが、ともに事後調査結果は、予測結果を下回っております。また、環境確保条例の勧告基準値も下回っております。

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音でございますが、事後調査結果は予測結果を下回っております。環境基準値のほうも下回っております。

工事用車両の走行に伴う道路交通振動でございますが、事後調査結果は予測結果を下回っております。環境確保条例の規制基準値も下回っております。

続きまして、地盤でございます。

地下水の水位の変化の程度でございますが、東京れき層を観測する観測井Dで一時的な地下水位の低下が見られたけれども、速やかに地下水位は回復したという動きでございます。

8ページをお開きください。

この地下水位の低下は、浸出水を排除したことによる一時的なものということで、ここに

記してございます。

続きまして、地盤の変形の範囲及び程度でございますが、±5mmを超える変異が確認されたのは、3地点ということでございます。確認された変位は周辺地盤に著しい影響を及ぼすような変化ではないということで、今後も継続的に観察を行っていくということにしております。

史跡・文化財でございます。

計画地境界部における地盤の変位は最大で - 8mmということございまして、国指定史跡「江戸城外堀跡」に工事の影響は及んでいないというふうに考えられるとしてございます。

続きまして、廃棄物でございます。

建設発生土の排出量、並びに、建設廃棄物の排出量はこの表にあるとおりでございます。建設廃棄物の事後調査結果は、約9万5,000tということで、予測結果を上回っておりますが、これは予測し得なかった既存の地中杭や地中障害物等の撤去により、コンクリート塊等の発生が大量にあったというものでございます。そのほか、コンクリート塊、アスファルト塊、金属くず、木くず、紙くず、繊維くずの再利用率は100%ということでございます。

その他といたしまして、自然との触れ合い活動の場ですが、安全通行の確保のために、誘導員等を配置し、対応したということでございます。

苦情などございますが、交通誘導についての苦情が6件ということで報告を受けております。これは、誘導員の声が小さくて聞こえにくかったという内容などございます。

以上でございます。

宗野環境アセスメント担当課長 それでは、9ページをご覧ください。

太田清掃工場整備事業の事後調査報告書でございます。

本件は平成20年11月に答申をいただいた案件でございますまして、約9haの敷地におきまして、焼却炉や灰溶融炉などを整備する事業でございます。

事業は第1期、第2期と分けて施工を進める計画でありまして、現在第1期工事を進めている最中でございます。

それでは、調査結果の内容でございますけれども、1つ目は、建設機械の稼働に伴う騒音についてです。一部の地点を除きまして、予測値と同程度であったということです。

地点Bという地点が、予測値との関係でいいますと、上回っていたということでございますが、この案件ではA、B、C、Dと4点を調査地点と置いているわけなのですが、そのうちのBの地点につきましては、建設機械が稼働している場所から200m程度離れておりま

して、隣接地には不燃ごみの破碎施設が立地しているような状況の場所でございます。これらのことから、地点Bの今回の測定の結果というのは、建設機械の稼働による騒音等を適切に捉えたものではなく、敷地内を走行する清掃車両や隣接する工場の騒音を測定したものと考えられるということでございます。

ここで測定した騒音自体は、この場所は羽田に近い工業専用地域ということもありまして、騒音の大きさ自身は特に問題ないものでございますけれども、本来、事後調査を予測した騒音との照らし合わせを行うものでございますので、そのことがうまくできていなかったということでございます。

この事業は、まだしばらく継続しますので、今後は、単に測定結果を報告するというのではなくて、適切に測定して分析するように指導をしていきたいというふうに考えております。

建設機械の稼働に伴う振動でございますけれども、こちらにつきましても、騒音と同じような状況ということでございます。

10ページをご覧ください。

廃棄物でございます。コンクリート塊などの排出量が、予測値をかなり上回っておりますけれども、これは、残置する計画としていた地下躯体などを解体したことによるものということでございます。

11ページをご覧ください。

国道16号の昭島市拝島～福生市熊川の拡幅事業でございます。平成9年2月に答申をいただいた案件でございますまして、1.5kmの区間を6車線に整備するという事業でございます。

先月、先々月、都道の事後調査の報告が遅れている案件がございましたけれども、こちらは国道でございますが、これも報告が遅れている案件でございますまして、調査の実施時期は19年度でございますまして、今回は19年度に調査した内容の報告でございます。この後の事後調査結果についても、事業者にも早急に取りまとめて提出するよう指導しているところでございます。

内容でございますけれども、建設機械の稼働に伴う騒音につきましては、事後調査の結果は、予測値と同程度か下回っていたということです。

建設機械の稼働に伴う振動につきましては、事後調査結果は予測値を下回っていたということです。

下回っていた原因でございますけれども、使用する建設機械を予測時は振動が大きい建設機械としておりましたけれども、それが少ない機械に変えたことによるものということでござ

ざいます。

12ページをご覧ください。

都市計画道路の3・2・6号調布保谷線の西東京市東伏見～北町間の建設事業でございまして、平成10年10月に答申をいただいた案件でございます。3.9kmの区間4車線を整備する事業でありまして、これも報告が遅れていた案件でございます。この案件から3件は、先月、先々月と報告をさせていただいている案件でございます。

建設機械の稼働に伴う騒音でございますけれども、事後調査結果は、予測値と同程度、または、下回っていたということでございます。大きく下回っていた部分につきましては、仮囲いを設置したことなどによるものということです。

建設機械の稼働に伴う振動でございますけれども、土どめ工の事後調査結果では、予測値を8dBほど上回っていたということです。この原因は、建設機械の稼働台数が増加したことによるものということでございます。

苦情でございますけれども、振動に関する苦情が1件ございました。作業内容を説明することで一定の理解を得たということでございます。

作業の手順を調整するようなことで、できる限り複数の建設機械が同時稼働しないよう、施行を行っているということでございます。

13ページをご覧ください。

こちらは、3・2・6号調布保谷線の三鷹市～武蔵野市間の建設事業でございます。

平成12年3月に答申をいただいた、3.1km、4車線を整備する事業でございます。今回の報告は22年度分のものでございまして、建設機械の稼働に伴う騒音につきましては、予測値を下回っていたということです。大きく下回っていた部分につきましては、仮囲いを設置したことによるものということです。

建設機械の稼働に伴う振動でございますけれども、事後調査結果は予測値を下回っていたということです。大きく下回っていた部分がございまして、その原因は建設機械の稼働位置を敷地境界から離すことができたということでございます。

水生生物に関してでございますけれども、大型の水生生物に関しましては、この評価書を作成したときと同様に、確認がされなかったということです。

付着生物に関しましては、21種が確認され、これもまた、評価書作成時と同じということでございます。

14ページをご覧ください。

遊泳動物と底生動物につきましては、記載のとおり種が確認されておりまして、評価書作成時より、その数が増加しているということでございます。

15ページをご覧ください。

先ほどの3・2・6号調布保谷線の22年度に続く、23年度分の調査結果でございます。

建設機械の稼働に伴う騒音につきましては、事後調査結果は予測値を下回っていたということですので。

建設機械の振動につきましても、同様に、事後調査結果は予測値を下回っておりました。

苦情についてはなかったということですので。

16ページをご覧ください。

(仮称)豊洲3-2街区の開発事業というものでございまして、平成23年の7月に答申をいただいた案件でございます。

江東区の豊洲の約3.2haの敷地におきまして、103mと148mの高層建築物、住宅団地を建設するものでございます。

この案件につきましては、今年度の調査結果ですので、かなり早い段階で報告が出てきているというものでございます。速やかに提出されたという案件でございまして、工事用車両の走行に伴う大気汚染につきましては、NO2は全ての地点で予測値を下回っていたということですので。SPMにつきましては、単純に比較はできませんけれども、計画地周辺に一般局・自排局がございまして、そちらの測定値と予測値を比較したときに、その常監局の測定値というものが、予測値を下回っていたということでございます。

2番目は、工事用車両の走行に伴う騒音と振動でございまして、騒音、振動とも事後調査結果は予測値と同程度であったということでございます。

苦情に関しては、騒音に関して1件ございました。作業時間等を見直すということで対応いたしまして、一定の理解を得たということでございます。

上田アセスメント担当課長 それでは、17ページをご覧くださいと思います。

変更届でございます。

事業名が(仮称)西友府中店建設事業ということですので。

答申日は18年9月、受理日が24年10月30日ということで、事業の種類が自動車駐車場の設置ということで、マーケットの設置に伴って、1,150台の駐車場を設置するものでございます。

今回の変更でございますが、施工計画の一部、工期などの変更ということと、事業者の名称、所在地などを変更するというものでございます。

工事予定期間は、そこにあるとおり、19年10月～24年11月ということで書かれておりますが、本来の工期は18年12月～20年1月ということで、20年1月の工期を、既に4年以上過ぎた今、変更届が提出されたというものでございます。

変更の理由は、そこにあるとおり、着工がそもそも19年10月、約1年近く遅れて着工となったということでございますが、その後、社会情勢の変化とか資材の高騰、経営計画の変更などによって、工事が一時中断された上に、東日本大震災の影響で資材調達ができなかったことで、工事の再開のめどが立たずに、平成23年12月にやっと工事が再開されて、今回、完成、開店の運びになったものでございます。

その間、特に届け出がなく、工事の中断、再開を繰り返した案件でございまして、事業者の名称変更なども、途中で変わっていたにもかかわらず、今回、初めて届け出がなされたというものでございました。私どもとしても、厳重に注意を、事業者並びにコンサルに指導いたしまして、今回、完了届の受理に先立ち事業変更届を受けました。

事業者やコンサルについては、ちょっとコンプライアンスに欠ける行為、それから、連絡調整の徹底を欠くという面などがございまして、今後、再発防止に向けた文書を取りまとめて、提出するというので、今、作業を進めているものでございます。

環境影響評価項目の再評価ということで、見直しの部分でございまして、大気汚染、並びに、騒音・振動については、評価書に記載された評価の結論は変わらないということで、報告を受けております。

以上でございます。

宗野アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の18ページをごらんください。

18ページは、豊洲新市場建設事業の変更届出でございます。本件は23年4月に答申をいただいた案件でございまして、約40haの敷地に市場を整備する事業でございます。内容につきましては、お手元の薄い冊子、変更届のほうで説明させていただきたいと思っております。

変更届の3ページをごらんください。3ページの中段に表がございますけれども、事業計画の変更内容でございます。汚染地下水の処理方法の変更でございまして、もともと評価書で計画しておりましたのは、方法といたしましては、揚水と復水を繰り返して行うことで汚染地下水の浄化を図るということで考えておったわけですが、現場で施工をしたところ、土質などの影響によりまして、浄化の効果が十分得られないような状況になっていることが判明したということでございます。そのようなことから、変更の内容をこの表にございますように、酸化剤を用いた酸化分解や栄養塩や酸素を加えて微生物を活性化させるバイオスティミ

ュレーションを行うことにするというものでございます。

ちなみにこのバイオスティミュレーションという言葉が聞き慣れないかと思しますので、参考としてその下に記載しておりますけれども、太字で右の下のように概念がまとめております。今回行うバイオスティミュレーションというのは、現在その場所にいる微生物の活動を活性化させるものでございます。栄養塩などを注入することで、その活動を活性化させるものでございます。

微生物を使った対策といたしましては、もう一つその下にバイオオギュメーションというものがございますけれども、こちらは汚染している場所に微生物を投入するような方法でございます。今回はそのスティミュレーションのほうを行うということでございます。

4ページが、今、申し上げましたことのメカニズムをまとめた図でございまして、上段が変更前ということで、この図の下のように灰色で塗ってある部分が地下水がある部分でございまして、ここに汚れがあるということでありまして。図の左のほうに正常な水とございますけれども、これを注入して、真ん中のところからこれを引き揚げて、これを繰り返すことで徐々にきれいにしていくという方法で、もともと揚水、復水というもので考えておったわけですが、今回この下側の変更後という図の左側に、正常な水のほかに空気と酸化剤と栄養塩、こちらを加えるということでございます。このことで汚染している場所の微生物の活動を活性化し、浄化の促進を図るものでございます。

5ページにございます表は、見直しに伴う評価の結論でございます。大気汚染に関しましては空気を供給することになりますので、そのことで地表面から揮発性の物質が拡散していくことも考えられますので、その拡散を防止するために地表面に揮発防止のシートを敷設するというところでございます。あわせて確実に外部に漏れていないことを確認するため、敷地境界においてモニタリングを行うということでありまして、そのようなことから評価の結論には変更がないとしております。

また、水質汚濁に関しましては、処理区域の周囲に仮設の鋼矢板を打設いたしまして、汚染地下水や栄養塩などの拡散の防止を図るといったことなどから、評価の結論に変更はないとしております。変更届の内容の御説明は以上でございます。

それでは、本日の資料の19ページをごらんいただきたいと思っております。これが最後です。京王電鉄京王線の柴崎～西調布間と京王線京王電鉄の相模原線の調布～京王多摩川間の連立の事業の変更届でございます。本件は平成13年6月に答申をいただいた案件でございまして、調布駅を中心に連立、連続立体化の事業を進めているものでございます。

変更の理由でございますけれども、工事の施工ヤードの確保に時間を要したことと、関連する工事として駅前の開発の事業があるわけですが、それとの工程の調整のため、工事の期間をもともと24年度までとしていたものを2年ほど延ばして26年度までとするものでございます。

このページの下段にある環境影響評価項目の再評価の結果のところですが、今回の変更の内容は工事期間の変更でございますして、工事内容や予測の条件のほうには変更はございませんので、予測評価の見直しのほうは行っておりません。

説明は以上でございます。

小島審議会会長 これよろしいですか。

それでは、今、続けまして一連の事業報告をいただいたわけですが、これについて、何か御質問、御意見等がありましたら、どうぞ。

羽染委員 一番最初の案件の飯田橋西口地区の8ページの廃棄物の排出量の予測結果と事後調査結果が一覧表になって出ているのですけれども、これを見ると予測結果と事後調査結果がおおむね合っていて、10%増しぐらいで合っていて、非常にいい予測なのかなという感じがしたのですが、それと再利用率がコンクリート、アスファルト等100%であったというのは感心しました。

疑問に思ったのは、この予測結果と事後調査結果が並べて書いてあるのですが、この資料を見ると工事期間が5~6年かかる工事期間の中でまだ途中であるということが、例えば資料の飯田橋の5ページの下の方に、建設汚泥の発生量が云々と書いてあって、なお、今後も建設廃棄物及び建設汚泥が発生するというので、次回以降の事後調査において引き続き報告を行うと書いてあるということは、この予測結果がいわゆる最終の予測結果のように感じられたのですが、おおむね合っているのか、合っていないのかを比較するのに、この途中の予測結果なのか、最終の予測結果なのかというのを教えていただきたいということ。

建設汚泥がこれから出るということなので、この辺は一番合っていなかったもので、これから予測と合うのかどうかというのが気になるということ。

あと、建設廃棄物がこれからもふえるということですので、さらに10%以上の廃棄物が出るのかを確認するのに、予測結果のベースがどこにあるのかを今すぐにわからなければ、確認していただきたいということですよ。

以上です。

小島審議会会長 ありがとうございます。

事務局のほうはいかがですか。

上田アセスメント担当課長 今、羽染委員から発言がありました予測結果の時点ですけれども、これは途中ではなくて、最終時点のものでございます。建設汚泥ですけれども、これは解体段階で出たもので、それはほぼ終わっておりますので、基本的にはこれ以上そんなに多くはふえないという意味で解釈しております。

羽染委員 ただ、資料の5ページの一番最後に、今後も建設廃棄物及び建設汚泥が発生すると書いてあるので、まだ出るということで予測に合うのかなという感じがしたのですが、いかがですか。

上田アセスメント担当課長 ゼロではないということで、出ることは出るのですけれども、その解体時に大部分が出たので、それほど多くはなからうと。

羽染委員 では、予測結果よりも低めに出るだろうという、途中段階の予測ではそうなるということですか。

上田アセスメント担当課長 そういう理解でございます。

羽染委員 わかりました。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにお気づきの点をどうぞ。

中杉委員 豊洲市場ですけれども、評価の結論はこれでいいのだろうと思うのですが、実際にはこの揚水、復水でうまくいかないというのは、水の流れがうまくいかないからということらしいのですが、これは多分空気だとか酸化剤、栄養剤を加えてもほとんど変わらないので、実際にどのくらい効果があるのかなというのは疑問。それはここで議論をする話ではないので構わないのですけれども、多分空気を入れるときに、野地の中のベンゼンで汚染物質を揮発させるのは、むしろ生物が分解するよりも効果が大きいだろうということは、ベンゼンが表面に出てくるガスと一緒に出てくるのは、かなり量が多くなるだろうと予想されます。

そういう意味でいくと、上にふたをするのですけれども、それに応じて、そのガスを入れた空気の量と吸気管で持ってきた空気の量がどういうバランスになっているかをちゃんと見ないと、どこかで漏れているという話になると思います。そこら辺のところは指摘評価でモニタリングをしますよと言っていますけれども、指摘評価でモニタリングは、そもそも今のところで掘削しますから、もともとこれをやりなさいと言っている話なので、それをやっているだけにしても、この部分でそういうバランスがとれているのかどうかを見ていただく必

要があるだろうと思います。

特に気になるのは、水が流れないということは空気も動きにくいものですから、吹き込んだ空気がうまく吸気管のところに出てくるかどうかは疑問が残るわけです。水が動かないと空気も動きにくいということですので、そういう意味でバランスをちゃんととってみるのが必要ではないかと。吸気管の量とこの中のベンゼンの濃度みたいのがどうなるかをちゃんと注視をしていただく必要があるだろうと思います。

それともう一つ、水のほうです。水のほうにつきましては、酸化剤を入れますと。これは4ページの平面図のところを見ますと、真ん中に用水道があって周囲に吸水路。これは水の流れが非常によければ、用水道のところにも全部吸い寄せられて、そこで持ち上げられるのですけれども、それは難しいということがそもそも出ているので、そういう意味では遮水工を設ければ大体大丈夫だと思えますけれども、その周りでやはりモニタリングをしていただく必要があるだろうと。

特にベンゼンはほかの周囲もありますので、余り見てもしょうがないのかなと思いますが、酸化剤とか栄養塩、それから多分、硝酸性窒素などを加えたとしたら、それは十分に量があるから加えないということであれば構いませんけれども、吸入するものの濃度がどう変わるかという問題も確認をしていただく必要があるだろうと思います。そこら辺のところは結論としてはこれでいいのですが、環境保全の措置という面では、少し注文をつけてみてください。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

これについては、今のような指摘でよろしゅうございますか。

それでは、その辺のことを事業者を確認してもらおうと。

どうぞ。

木村委員 やはり表面から空気が漏れてくる問題について、これはシートで防止すると言っているのですけれども、それが一体どういうシートなのか。掘削のときは多分エアタイトになっていて、圧を下げて、それが出ないように担保したと思うのですが、これは場合によってはそれよりももっと出る可能性があるような工事ですね。ここだと気圧防止シートというと、イメージからするとかなり危なっかしいというか、気密性が本当に保たれるのかどうか疑問なので、この辺についてもうちょっとどういったものなのか。その気圧の防止をどう担保するかを書いていただいで、何かコメントをもらわないと判断できないところがあるところがあります。

宗野アセスメント担当課長 そのようなものも当然、事業者は持ち合わせていると思いますので、そのことは確認したいと思います。ただし、このことはこの事業に限って行っているような特殊な対策ではありませんので、恐らく先生の指摘のものはすぐに事業者も対応できると思いますので、確認はさせていただきます。一般的な処理の方法の一つだと認識はしていますけれども、一応念は入れて確認させていただきます。

中杉委員 多分、掘削のときは建屋をつくって、その中で掘削して、そこを減圧にするということで対応しているのですけれども、ここのところはそういう形ではないだろうと。シートを被せて、シートの下から上がってきた空気がどうなっているかを確認していただく必要がある。多分何らかのことはやっているのだろうと思います。その上で漏れていないかを確認する意味でモニタリングしていただく必要があるだろうということは申し上げます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

以上のモニタリングとかその他について、確認事項という面の意見の対処をよろしく願いということでの処理させてもらいます。

ほかにございますでしょうか。

藤倉委員 17ページにあった西友の案件です。これは明らかに条例の62条の変更の届出に違反をしているわけですね。そうすると、先ほどの説明がよくわからなかったので確認です。東京都の環境影響評価条例は罰則ではないのですけれども、制裁的な措置として91条に、手続を全部または一部行わなかったときは氏名公表という制裁的手段があるわけですね。この91条に基づく氏名公表をするのかどうかを教えてください。

上田アセスメント担当課長 私どものほうも公表という部分について検討したわけですが、要はいろいろと事情を聞いてみますと、うっかりというか、西友そのものも条例のそういう手続をよく理解していなかったということと、コンサルタントに任せっきりになっていたこと。

それから、コンサルタントのほうも資材の調達の不調だとか経営計画の変更とか、工事が止まったり再開したりしているものですから、そのタイミングみたいなものを図れずというようなところもあったようです。今回は環境への影響も直接はなく、その悪質性についてもいろいろ事情を聞いてみると失念というか、そういった部分に当たるということで、公表という今、先生がおっしゃった制裁的な措置については見送りをし、再発防止の文書を事業者並びにコンサルタント両者から提出してもらおうという方向で今、調整を進めているものでございます。

藤倉委員 1点だけ。そうすると逆に、変更の届出を受けた知事は62条に基づいて遅滞なく内容を公表されるということですので、東京都としては変更の届出を平成24年10月に受けて、すぐその旨を公表されるわけですけれども、その中身がすごく昔のものであったということに関して、東京都の公表において何か理由をつけたりされるのですか。要は、東京都がサボっているのではないかと見えてしまうのではないですかという意味です。

上田アセスメント担当課長 事実をそのまま出すつもりでおりまして、東京都として何かコメントをつけるとかいうことは考えておりません。

小島審議会会長 そういうことで両方の側についてよく検討をした上で、こういう報告を出しているということですが、その辺でよろしゅうございますか。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

山本第二部会長 簡単に教えてほしいです。飯田橋西口地区の事後調査報告書の別紙2の資料1があります。これは事後調査を建設作業騒音、振動、道路交通騒音等についてはかった結果をいわゆるL5値とLeqというものを時間との関係で整理してグラフ化をしているというものです。これは非常にわかりやすいし、こういう記述をしていただきたいなと思います。

特に私が今、言おうとしていたのは、その次の太田清掃工場関係ですね。これは先ほど宗野さんのほうから嚴重にいろいろ指導するとおっしゃっていただいたので、それはしていただいていたと思いますけれども、資料的には飯田橋でやって出てきている資料、グラフをつけた形で見せていただくと、我々は専門家とは言いがたいかもしれませんが、事情がよくわかっていると。これは非常に正直に書いてあって、建設作業騒音が一時的には85を超えるときもあると。一瞬ですけれども、L5%値では70前後であると。そういうことがよくわかるグラフになっていますし、バックグラウンドに相当するL95の1やLミニマムの1が60くらいであることはすごくよくわかるということですので、指導されるときに実はこういうデータをつけてくださいということもあわせて指導していただければと思います。お願いします。

小島審議会会長 ありがとうございます。

以上の件はよろしゅうございますね。よろしく申し上げます。

それから、今の件に関連するのかもしれないのですが、最初の飯田橋の報告書で地下水がぐっと下がったという話が出てきて、今後少し様子を見るための観測を続けるという、事後報告書の最初の7ページですか。

特に8ページのほうですが、さっき部会長も指摘されるように、非常にいろいろなデータを出してグラフ化して読めるようになっていますが、これはよく見ると今年の4月までグラフデ

ータが出ていますが、その段階ではまだ個々に書いてあるような回復中という話ですね。4月から現在10月くらいまで経って、現時点でいわゆる事後報告が出ているので、その間のデータはとられているのか、とられていないのか。とられているのであれば、ここに図示するのは間に合わないとなれば、今はどれくらいの値まで回復しているとか、何かちょっと現状まで随分時間が経って、今の傾向というのだったら、この事後報告の提出時点でもう少し見えているはずだと。その辺について、ちょっとチェックしていただけるといいのかなというところであります。

具体的には、今の飯田橋の事後調査報告、飯田橋西口云々のものです。最初の資料ですが、別紙3-7の地下水の変動、工事状況、その後を含めて図示されて非常にわかりやすいのですが、この後がないと。この報告書が出た時点までのデータがその後とっているのだったら、きっとあるはずなので、追加できれば入れてもらえればいいし、それについて間に合わないようでしたら、現在どの辺まで回復しているかがわかれば、もう少し判断しやすい気がします。

上田アセスメント担当課長 データはとっていないということはないと思いますので、この案件だけでなく、その報告書のデータ集計時点と報告時点の差があるものもありますので、その辺は注意していきたいと思います。

小島審議会会長 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

田中（正）委員 東京都の都市計画道路事業に関する事後報告書の提出がいずれもかなり遅れているわけですね。物によってはもう5年経って出てきているということは、何か理由があるのでしょうか。都の監督局の体質的な問題とか、何かそういう共通項みたいなものはあるのでしょうか。

宗野アセスメント担当課長 特に都道でしたけれども、何本かそういう事業があって出せないでいたわけです。遅れている案件をピックアップして個別に連絡をして、至急報告をするようにと言ったところであります。

そのようなことから、今、指摘のあった都道は特にたくさんそういう案件があったわけですが、ほかに国道でもそのような案件がありまして、今月報告させていただいております。連絡をこの秋口からやり始めたところですので、まだしばらくの間は本来報告すべき時期に提出していなかったもの、要するに遅れているものを今年度に、できるだけ早く出すように指導しているところです。

我々のほうで定期的に「遅れているぞ」ということを、言ってきたつもりですが、

なかなか事業者が手元がなくてできなかつたりしたようです。出していないのはあなたのところだけだという形で、今、指導をしていますので、まだしばらく出てくるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

大変案件も多い中、チェックが大変だと思ひますが、よろしくお願ひします。

ほかにございますか。

それでは、ほかにないようでしたら、受理関係はこれで終わりたいと思ひます。

そのほかに全般を通じまして、何かございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これをもちまして、本日の審議会は終わりにしたいと思ひます。どうもありがとうございました。傍聴人の方は退室してください。

(午前 11 時 2 分閉会)